平成３０年（フ）第４５３号
堺市南区庭代台２丁10番９－103号
債務者　石神　達哉
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４５４号
大阪府河内長野市上原町706番地の１ラルジュウエスト406号
債務者　野田　光成
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４５９号
堺市西区浜寺石津町東１丁３番31－226号
債務者　岡山　　博
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４６７号
堺市堺区戎島町１丁55番地３　戎島団地１棟610号
債務者　荒竹　春香
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４７４号
大阪府富田林市楠町４番１－1101号
債務者　和田　　薫
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４７７号
大阪府松原市天美西３丁目３番22号
債務者　力餅食堂こと　糸乘　正雄
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４９０号
大阪府松原市東新町３丁目10番26－102号
債務者　淺井　忠博
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５０１号
堺市東区八下町３丁87番地１
債務者　森　健太朗
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５０６号
大阪府松原市高見の里１丁目６番８－205号、前住所大阪府松原市高見の里２丁目14番地の６
債務者　**西**田　泰正
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５１７号
堺市西区浜寺船尾町東２丁105番地　エスワンハイツ103号
債務者　藤本　有美
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５２６号
堺市中区深井清水町3388番地１　トリヴァンベール深井101号、前住所堺市西区堀上緑町３丁２番10号　グリーンハイム102号
債務者　水谷　有香
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５３１号
堺市南区竹城台１丁２番30－606号
債務者　宮崎　泰司
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５３２号
大阪府柏原市国分本町３丁目７番10－302号　プランドール
債務者　山下　裕士（旧姓菱田）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５３３号
堺市堺区緑ヶ丘南町１丁２番10－216号
債務者　藤田　　愛（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５４号
山口県宇部市西宇部南４丁目12番２－202号　タケダビル
債務者　濵﨑　　薫
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月９日まで
山口地方裁判所宇部支部